

長崎喧嘩一件

——巷説・実録と浮世草子——

山本卓

一

ここに採り上げる長崎喧嘩一件（深堀喧嘩騒動などとも称す）は、元禄十三年に長崎で起つた佐賀藩士と長崎町人ととの抗争・討ち入り事件である。伝わるところによると、同年十一月十九日、佐賀藩深堀領主鍋島官左衛門の家臣深堀三右衛門と志波原（芝原）武右衛門が、長崎町年寄（厳密にはこの時は唐船阿蘭陀代物替御連上銀支配人納御勘定方）高木彦右衛門の下人（惣内とも）と長崎市中（本博多町大音寺坂と伝える）で口論となつたことに端を発し、その夜、高木家下人たちが徒党を組み長崎五島町の深堀屋敷に押し込み、翌十二月二十日には逆に鍋島藩深堀領の侍たち二十一名が高木彦右衛門の屋敷に討ち入り、彦右衛門その他を討ち取つて、深堀三右衛門・

周知のように、赤穂一件の文芸化については多くの研究が備わる

志波原武右衛門はその日のうちに自害した事件で、翌十四年三月二十一日に判決が下され、深堀側では十人が死罪、九人が遠島に、高木家家来八人は死罪に処され落着したものである。世に深堀義士（深堀では十人義士）とも称され、赤穂義士と比較対照されてもきた。

たとえば、「葉隠」において、「浅野殿浪人夜討も泉岳寺にて腹切ぬが落度也。又、主を討せて敵を討こと延々也。若其中に吉良殿病死の時は残念千万也。上方衆は智恵かしこき故、褒らるゝ、仕様は上手なれ共、長崎喧嘩のやうに無分別にする事はなられぬ也。」と述べられるように、山本常朝は両者を比較して深堀義士の方を評価しているほどである。また近くは、山本博文氏によってふたつの事件に共通する「かぶき者」的気質が指摘されている。^①

のに比して、長崎喧嘩については、長谷川強氏校注「元禄世間咄風聞集」第六冊第十三項の注に、巷説として「鷗鷹籠中記」・「甘露叢」、浮世草子「諸国武道容氣」卷四の指摘があるのみのようである。ところが、この事件については、他にも写本の聞書や実録もあり、更に諸書にその記事が載り、浮世草子ではご指摘の「諸国武道容氣」以外に、「新武道伝来記」卷二一三も挙げられるのである。本稿では、この一件を題材とする巷説・実録・浮世草子の類を集成し、これらを総合してその生長・展開を概観することとし、その際できるだけそれぞの位相やその方向性の問題、歴史的事実に対する解釈の変容についても留意したい。

二

事件と同時期の巷説類を探ることからはじめるが、先ず長谷川氏一指摘の「元禄世間咄風聞集」・「甘露叢」・「鷗鷹籠中記」の三点を確認しておく。

「元禄世間咄風聞集」(岩波文庫による)の概略は次のようである。元禄十三年十二月十九日未の中刻、長崎本博多町大音寺坂にて鍋島官左衛門家士深堀三右衛門・芝原武衛門の杖が高木彦右衛門に障つたため、彦右衛門家來がこれを咎め、ひものや久次郎の所で口論となる。後刻、彦右衛門家來達が七名で五島町の官左衛門屋敷へ押し

掛け狼藉する。三右衛門がそのうちの一人に手負わせるが、彦右衛門家來達は三右衛門の刀をもぎ取った上で退散した。この不始末の処理のため、鍋島家御用間の平石利兵衛・古家覺左衛門が高木家出入りの福田伝左衛門と談合し、奪われた刀の返却などの手筈を調えたにもかかわらず、二十日の未明に三右衛門・武衛門は彦右衛門屋敷に行き、喧嘩相手を出せという。福田伝左衛門・松屋仁衛門が仲介に入り、彦右衛門より断の証文をし、彦右衛門より鍋島藩付人伊香賀利衛門へ詫びを入れるなどの收拾策を進めていたが、深堀から十人の者が加勢にやって来て、都合十二人で彦右衛門屋敷へ討ち入り、彦右衛門はじめ七名を打ち取る。その後、更に深堀より数名の加勢が到着する。三右衛門は彦右衛門屋敷の広間で切腹、武右衛門は屋敷門前の橋の上で切腹した(以上、第六冊第十三項による)。第六冊第十四項に判決の概略、第六冊第十六項に翌年五月二十一付の後日譚がある。後者を略記すると、彦右衛門にできた孫は生後間もなく夜中にひとりで歩く奇怪な子で、この子の宮参りの帰りに先の事件に遭遇したので、人々は「彦右衛門滅亡仕らせ候為に此子出生仕候」と評判したというもの。

この後日譚は五月二十一日に到来した旨が明記される。後述するが、事件後わずか六ヶ月の噂話にはやくも後の実録の原話がある点、すなわち後の実録と同方向の虚構が生まれている点は留意すべきに

思う。

【改正甘露藏】（内閣文庫所蔵史籍叢刊による）は元禄十三年十二月十九日の条に「於長崎、松平信濃守家人鍋島官左衛門従者、高木彦右衛門家僕喧嘩。彦右衛門遭害、其子彦八逃亡」とするのみである。

【鶴鶲籠中記】（名古屋叢書本による）では、元禄十四年正月二十一日

一日の条に、「於長崎、今日喧嘩有」とあり、年月日は他と異なる。

事件が前年十二月十九・二十日に起つたことは確かな史料から確かめられるので、【鶴鶲籠中記】の記事は一ヶ月後の噂であることとなる。その内容は、先ず高木彦右衛門が帶刀を許されるまでに至る略歴から説きはじめる。（元禄十四年）正月に彦右衛門の子息が、道にて島田某と行き当つたために転び、彦右衛門の若党が激怒する。島田某はひたすら侘び、所の桧物屋も仲裁に入るが、結局物別れとなる。翌日、彦右衛門の若党らが深津三左衛門（鍋島駿河守屋敷奉行。島田の伯父）の屋敷へ押し掛ける。三左衛門が侘びるが、彦右衛門若党は島田某を打擲する。翌日、三左衛門が彦右衛門の所へ行くと、彦右衛門はこれを侘びる。二日後、彦右衛門から手形までとつたにもかかわらず、その後、両名は彦右衛門屋敷へ討ち入る。彦右衛門はじめ七名を討ち、三左衛門は自滅、島田は門前の橋で切腹した。

更にこの条には「諸国武道容気に去年辰十一月廿日喧嘩と云々。実記に非る故、証するに足らず。人の名号わざと異にせるにや。故に不記。」との補記が付される。

冒頭に、事件発生後一ヶ月ではや彦右衛門の略歴を含むことは留意すべきに思われる。これは後の実録と同方向である。

三

これらの記述では、人名・年月日の不一致をはじめ情報が錯綜している。しかも、【鶴鶲籠中記】は名古屋での、「元禄世間囁風聞集」の筆者は未詳ながら江戸においての伝聞と考えられるので、現地からはかなり隔たる位置での情報である。

この一件は長崎で勃発した事件であるので、幸いに現地に公的な史料が残る。長崎奉行所の判決記録【犯科帳】（森永種夫氏編・発行書による）には元禄十四年三月二十一日付けで、旧暦（元禄十三年十二月）に鍋島官左衛門家来、深堀三右衛門と芝原武右衛門の両名が、高木彦右衛門の下人又助と口論に及び、高木側の下人たちが大勢申し合わせ官左衛門邸へ押し入り狼藉に及んだこと、深堀側も高木邸に大勢で押し入り彦右衛門を討ち取った事実が記され、その罪により高木家へ討ち入つて生還した深堀側の十人には死罪、高木家討ち入りには遅れて駆けつけた九人には遠島、高木彦右衛門家人

八人には死罪、彦右衛門の二子彦八郎には長崎追放・闕所の処分が記される。根本史料であり、尾鱗がつく以前の最も確実な事実である。

また正式な公文書ではないが、近隣の藩で作成されたと考えられる記録が、長崎県立長崎図書館に所蔵されている。「鍋島官左衛門高木彦右衛門家来御裁許」と外題する墨付六丁で共表紙・仮綴じの小冊である。同資料は長崎御屋敷在勤の森庄右衛門なる者が、事件の第一報を本藩に報告した「元禄十三年辰十二月廿一日、長崎御屋敷森庄右衛門申越候趣」と、その報告をうけて本藩から長崎へ調査のため派遣された役人二名のうちの今里作右衛門なる者が本藩の評定所へ報告した「作右衛門承候趣」、翌年の三月二十一日に下された判決を森庄右衛門が本藩に報告した「高木彦右衛門喧嘩之跡御仕置左之通被仰出候」をまとめて書写したものである。この報告を受けた当該の藩について簡単に考証しておくと、「長崎御屋敷森庄右衛門」と見えるので、長崎御屋敷を持つ藩である。西国の中四藩は長崎に蔵屋敷を持ち、聞役を駐在させていた。うち福岡・熊

本・佐賀・対馬・小倉・平戸の六藩は聞役が年中常駐するが、鹿児島・萩・久留米・柳川・島原・唐津・大村・五島の各藩は五月中旬から九月下旬まで、他の期間は番人を置いたという（山本美子氏「近世長崎の警衛について」。『近世の洋学と海外交渉』所収）。森庄右衛門が聞役として長崎に赴いたことは、文中に「高尾休右衛門」「林右衛門」と記す箇所もある（今里作右衛門一昨廿一日、長崎江被差越候處廿三日朝、作右衛門俄罷帰候）とあり、二十一日に出発し長崎で調査を済ませて二十三日朝に帰藩し得る距離となると、こくこく近隣の藩と推察されよう。森庄右衛門の第一報は事件の翌日、今里作右衛門の報告は翌々日の調査であり、時間的にも最も忠実に事件当時の現地の町沙汰を伝える情報であろうと思われる。森庄右衛門の伝える長崎町沙汰第一報は、今里作右衛門による第二報と細かなところでかなり相違点を見る。当然ながら、事件直後の長崎における町沙汰といつても一様ではないのである。今は、紙幅の都合もあり、本稿末付録として「作右衛門承候趣」（今里作右衛門による報告）のみ全文引用したのでご参照いただきたいが、深堀屋敷へ踏み込んだ彦右衛門家来たちが「彦右衛門差団ニ而參候」と述べている点は他に見られぬ記述である。

事件当時およびそれに近い時期の記録・巷説で、知り得たのは以上である。「犯科帳」は正式な公文書であるから除くとして、他は全て事件当時の生の噂の伝聞とはいえよう。まとめる、事件の発端は元禄十三年十二月十九日、本博多町にて鍋島官左衛門家来深堀

彦右衛門・志波原武右衛門と高木彦右衛門の中間が些細なこと（諸説あり）から口論となり、所の者（桧屋）が仲裁に入るが物別れとなり、その後、高木家中間が徒党を組み官左衛門屋敷へ押し込み狼藉を働く。これに対し三右衛門・武右衛門の両名は、翌日高木屋敷に乗り込む。高木方の出入りの町人福田伝左衛門などが仲立ちして詫びを入れるが、そこに深堀から加勢の十人が馳せ着き、その勢いで高木邸に討ち入り、彦右衛門とその家来七人を討ち取り、三右衛門はここで自決、武右衛門は橋の上で切腹したことなどがだいたい共通して伝える情報である。

事件の発端となる本博多町での深堀侍二人と高木家下人とが悶着を起こす場面で、「元禄世間咄風聞集」以外の資料では全て、主人彦右衛門はその場にもおらず（不記載）、深堀侍たちの標的にされる理由はなんら認められない⁽³⁾。にもかかわらず結局のところ深堀侍に討たれているのは、近代的な見方やも知れないが深堀侍側にも非があるとはいえない。また「元禄世間咄風聞集」・「鷹籠中記」・「鍋島官左衛門・高木彦右衛門家来御裁許」所収「作右衛門承合候趣」（今里作右衛門による報告）では、押し掛けってきた深堀侍に対し、高木彦右衛門は詫びを入れ、断の証文も記している。理不尽ともいえる押し掛けに対し、穢當というより譲った態度と評すべきにも思われる。少なくとも、決して驕慢・無道の人物ではない。すなわち、

これら同時期の記録や巷説集に見える噂話では決して意図的な人物造型は見られないのである。

四

「新武道伝來記」は宝永三年正月、京都新板屋権八刊。鎌倉侍所別当和田氏貼付末孫某序。六巻十八話より成る。その巻二一三「宮まいりは唐人仕立」は、右の噂話類を典拠として成立したものと思われる。先ず梗概を略記する。長崎の杉本孫左衛門の家は隠れなき富の主で、下女・下人まで驕奢をほしままにしていた。ある日、若子の宮参りで諏訪神社に参詣する。一方、泊戸町の番明けの伴野團平・片瀬門内も桜見物のため諏訪神社にやって来た。門内が杉本家の下女と行き当たったところ、杉本家の下男が門内を突き倒す。門内が刀に手をかけると供の雜人が大勢で打擲に及ぶ。それを見て所の町人たちが大事な杉本の若旦那に怪我があつてはと引き離す。宿に帰った門内・團平は遅れをとつたことを恥じて、杉本孫左衛門を相手としてここが一世の死に所とも考えるが、相手は町人なので詫びを入れて来たなら堪忍しようと、和戦両様の構えで杉本家へ乗り込むが、孫左衛門が留守のため、口上を託して一旦帰つて返答を待つこととした。杉本家では子の彦太郎が孫左衛門に謝罪するよう勧めるが、奢りに暮る孫左衛門は足軽風情に詫び言がなるかと聞

く耳持たない。門内・團平側では一日待っても孫左衛門からの返答がないので、頭の笠崎造酒右衛門はじめ三十五人の者どもが助太刀を申し出るが、徒党は天下の法度ゆえ断る。三十余人で杉本家へ馳せ向かうが、二人で杉本家に斬り入り、孫左衛門を見事に討つとつた。更に惣領の彦太郎を捜すが見つからなかつた。彦太郎は藏の中に隠れて助かつたのであつた。門内・團平は今はこれまでと庭の内にて差し違えて、立派な最期を飾つた。

【新武道伝来記】では、「おらが旦那（杉本孫左衛門）の威風を威ぬもの長崎中になひとつ。いやしき身（孫左衛門家来）にはおもふもげに断とがてんしぬ」や「おごりにつのる杉本」などと杉本孫左衛門（高木彦右衛門）やその家来たちの奢りを描き、「これ家のつくるのははしごの子。のぱりつめたる不了簡とは後の人への評判なり」などとの評語のように、その驕りゆえに身の破滅に向かうとの設定をしている。その一方では、深堀側の門内・團平が「主人はこゝにも御存知の家風。その當人を討てだしめすか分た、ば我々の申分あり。さなくは覺悟あること」と言つて（鍋島家の）家風をかさに着て恫喝しているばかりか、同時期の噂話に見えた（後の実録写本でも重要な要素となる）杉本（高木）家下人による深堀屋敷への押しこみの部分を欠落せしめ、杉本が詫びを入れないことだけを理由に深堀側が短兵急に討ち入るよう改変されている。深堀側を一方

的に美化する構想ではない。結局描くところは、驕慢ゆえに身の破滅に至る杉本孫左衛門と、喧嘩口論に端を発す些細な問題にも武士の一分をかけて剣戟をふるい命を捨てる侍という両面を指摘し得よう。前者については、素材源となつた喧嘩類のいずれにも片鱗も見えないところであり、【新武道伝来記】の創出した人物像と評価できよう。後の実録の展開上でも注目すべき点である。後者については、指摘したような改変は施されてはいるものの、基本的には先述の喧嘩類に則つてはいる。一方的な美化とまではいえないにしても、「杉本たかき宿にをしかけ。兩人（門内・團平）刀一度にぬいて石橋上にて鞘をばふみわりしは二たびこれをおさめじと思ひきつたる匹夫の志うばふべからず」や、「今は是までと傍輩どもにいとまごひし。門外にも出す庭のうちにてさしちがへて。りつはな死やう」など、門内・團平の描かれ方を見れば、肯定的に捉えていることは間違いない。関西大学蔵【新武道伝来記】には鈴木白藤の識語が貼付されていることは以前に述べたことがある（関西大学図書館影印叢書第五巻「浮世草子集」拙稿「解題」）。鈴木白藤は、本書に「當時の土風日用交接毫末の事にて勿剣戟を揮ふ戦国の余風士氣の剛絶」（白藤識語）を見ていたのであつた。

ところで、「武家義理物語」には「自然のために。知行をあたへ置れし生命を忘れ。時の喧嘩。口論自分の事に一命を捨るは。ま」

とある武の道にはあらず」（序）、「むかしは勇をもつばらにして。命をからく。すこしの鞘とがめなどいひつのり。無用の喧嘩を取るすび。其場にて打はたし。或は相手を切ふせ。首尾よく立のくを。侍の本意のやうにさたせし」（三一）と評される。このように西鶴が否定的に捉えた古風の侍を、「新武道伝来記」では逆に賞賛する姿勢が認められる。西鶴の模倣が横行した宝永期の浮世草子界にあって、本書は書名においては「伝来記」を意識したものであるにもかかわらず、内容的には如上のことであるところに本書の価値が逆に認められないかと考えている。

五

宝永六年正月十日、将軍綱吉が病死し、翌月、大赦令が発せられた。浅野大学や赤穂浪士の遺児たちも赦され、深堀流人も同年十月に赦免されるが、それ以降に成立した写本に「深堀喧嘩」（書名は様々であるが、本稿では仮に統一書名としておく）がある。所見本は、長崎県立長崎図書館所蔵「深堀騒動ノ件」（書名は後補の外題による。内題なし。大本一冊。安永九年写）・東京大学付属図書館所蔵「深堀喧嘩之事」（書名は内題による。図書館登録書名は後補の外題「深堀喧嘩記」による。大本一冊。天明六年写。本文はカタカナ。森鷗外文庫）・拙蔵「深堀喧嘩」（大本一冊。写年不明）。原

本は以上三点であるが、他に、中尾正美氏が昭和三十年六月長崎市深堀地区公民館からガリ版で翻刻・発行された「長深喧嘩騒動記」は、慶應二年写本をもとに明治四十四年喜多保定が作成した写本を底本とする。同じく中尾氏著「郷土史深堀」（長崎市深堀地区公民館・昭和四十年三月十五日発行・非売品）に翻刻されている。「長崎喧嘩録」は天保六年写本で深堀三丁目小西賀蔵氏所蔵本を底本とする。この二本については現在原本の所在を知らない。

拙蔵本によって梗概を述べる。高木彦右衛門は元来小身であったが、唐人紅毛との貿易で富を貯え立身し、次第に我意を働くようになったので諸人は疎んじた。元禄十三年十二月十九日、彦右衛門一家は諏訪明神へ社参する。家来たちが帰路、本博多町坂中にて鍋島官左衛門家主芝原武右衛門・深堀三右衛門と行き会う。雪解けで道がぬかるんでおり三右衛門の杖の撥ね土が、彦右衛門下人惣内の中羽にかかるてしまつ。芝原武右衛門・深堀三右衛門は何度も侘びるが、惣内は聞き入れず口論となる。その所の桧物屋の亭主に二人を預けて惣内たちは一旦帰る。いくら待っても惣内たちが戻つてこないので、二人は五島町（鍋島官左衛門）屋敷へ帰る。その日の暮れ方になつて惣内その他二十人余りが押し掛け、喧嘩相手を出せと屋敷内に踏み込んできたので、武右衛門が出会い一人に手負わせたが、冠木に切り込んでしまつたところ、数人に棒で刀を打ち落とされた。

続いて馳せ出た三右衛門が石につまずき転んだところを大勢で大小をもぎ取つて、彼らは引き上げていった。兩人は差し替えの大小を取りに深堀に人を遣わす。

その知らせをうけた深堀では、三右衛門の体嘉右衛門（十六歳）が、母から生きて帰るなど教訓されて長崎へ急行し、これを聞きつけた一類の者十人ばかりも死支度をして長崎へ出立した。更に朋友たち八九人も助太刀のためこれを追いかけた。一方、屋敷を抜け出した武右衛門・三右衛門は道にて嘉右衛門に行き会う。これ幸いと彦右衛門屋敷に駆けつけ、呼ばれども門は閉ざされたままであつた。この時、近所に住む福田伝左衛門が出てきて、彼らを自身の家に入れ、酒を出したりしていろいろ宥める。佐賀御屋敷屋代平石利兵衛・古賀覺左衛門を呼び寄せ、彼らを任せ、伝左衛門は彦右衛門家来小島団蔵と共に佐賀藩聞番伊香賀利右衛門に面談して、不始末を詫びて処理につき合意に至る。ところが、夜明けになつて、武右衛門・三右衛門は伝左衛門宅を抜け出し、彦右衛門宅に仕掛けたところに深堀から一類の者十人程が駆けつけてきた。これに力を得て門を破り乱入する。ここで乱闘場面、殊に深堀侍たちの見事な働きが詳しく描写されるが省略する。述べておくべきは、彦右衛門側の人物として、井上猪之進（若年より扶持して剣術の手垂也）・関弥兵衛（筑後浪人にて彦右衛門縁者也）・西太兵衛（鎮）・加藤半三郎・

（肥後浪人にて剣術の師匠致候）が活躍する点である。これらの剛の者と彦右衛門を討つて、惣領彦八を探すが見つからない。このころには深堀より段々駆けつけ大勢になつてゐた。三右衛門はここで切腹し、武右衛門は帰路に大橋で見事な切腹をした。この報告をうけた聞番伊香賀利右衛門は、彦右衛門屋敷を実地検分し長崎奉行所に報告したところ、彦右衛門を討つた原因を尋ねられる。ここで伊香賀利右衛門は「主人官左衛門屋舗に踏懸候義を意趣に存たるにも可有御座哉」と返答しているところは注意を要す。

その後、五島町屋敷では奉行所よりの検使に備え、事件の当事者を確定しようとすると、刃傷事件ゆえに当事者は切腹しなければならないにもかかわらず、馳せ参じた者全てが我も我もと名乗る。それでは徒党を組んだことになり主人にまでお咎めが及ぶので、数多の者のうち近縁の十人を選び、口書を用意する。その口書にも、「高木彦右衛門（家来）式拾人程主人官左衛門五鶴町抱屋舗に右両人（深堀三右衛門・芝原武右衛門）を取詰、大小もぎ取候由承候付而、此方屋敷へ踏懸候義法外之致方、何分之意趣候哉不心得候得とも、家来之義（に）候得ば則出立候」と記されている点も先と同様に留意すべきに思う。その後、奉行所・佐賀藩両番との交渉の結果、十人では不足と判断して、更に後駆けの九人の口書も提出することとなる。一方、高木方の死人は彦右衛門・井上猪之進・加藤半三郎・

関弥兵衛・西太兵衛・喧嘩相手の惣内・吉兵衛の七人で、手負が二人であった。続いて、佐賀から派遣された役人とのやりとり、月番長崎奉行林土佐守の返答、五島町屋敷の深堀十九人の者への到来物などが具体的に綴られ、長崎奉行から幕府への報告、この一件に対する老中たちの発言なども具体的に記される。

その後、元禄十四年二月二十一日の判決文、後駆け九人の五島（流刑）へ連行の次第は船に積む食糧などまで細々と記され、一方、先駆けの九人の切腹の模様もそれぞれの介錯人の氏名はじめ詳細が具体的に記述される。切腹十名の跡式、流刑九名の配所での様子、宝永六年の赦免まで、人名地名日時などの詳細が克明に記述されている。

さて、この「深堀喧嘩」は一つ書きの体裁で一見して記録風であるが、この手の実録写本類研究を提唱された中村幸彦氏であれば必ず疑つてかかれることであろう。確かに怪しい部分も指摘し得る。

たとえば、高木邸への討ち入り場面などは、深堀側・高木側ともにそれぞれの人物の働きが一拳手一投足まで描写されている。これほど詳細が記録されていたとは考えがたい。この部分を、後にも述べる佐賀藩士小川俊方の書いた「焼残反古」と比較しても、圧倒的に詳しいばかりか、内容的にも両者の描写はほとんど合致しない。

かなりの「虚」の部分を含むものと考えるのが妥当と思われる。し

かし梗概の中で述べたように、深堀側の中枢、あるいは佐賀藩の長崎関係者（間役・両番など）に近い人物でなければ、知り得ないような詳細情報の多い点、また幕閣の反応などの機密に属する情報の記載が指摘し得る。この一件に関する詳細な公的記録は現存しないようなのでこれを検証する術を知らないが、一々ありそうな事柄ではある。老中などの幕閣の発言は「柳營日次記」「常憲院殿御実記（徳川実記）」では確認できないものの、そのようなこともあったかもしれないという事柄ではある。

深堀の当事者の口書や判決文などの生の史料が多く引用されている点も特徴の一つである。当事者の口書も検証の術を知らないが、判決文については、「犯科帳」が備わるので、比較してみる（句読点を私に補つた）。先ず、先駆け十人に対する判決。

【犯科帳】

右拾人之者旧職傍輩深堀三右衛門芝原武右衛門、与高木彦右衛門下人及口論候上、彦右衛門宅江押入候。第一大勢相催所をもさはかし候儀、不届至極候条可行死罪候。右之旨依御下知申渡之候。以上。

右拾人之者旧職傍輩深堀三右衛門芝原武右衛門、高木彦右衛門下人と及口論候末、彦右衛門宅へ押入、第一大勢相催し所をも

騒し候義、不届至極候条可被行死罪候。右之旨依御下知申渡候。後駆け九人に対する判決。

【犯科帳】

右九人之者旧脇高木彦右衛門宅江捨人之傍輩共押入候節、跡より追々走參候儀大勢相催、第一所をもさはかし不届至極候。然共其節手合不仕候付依御下知五嶋江令流刑者也。

【深堀喧嘩】

其方共儀旧脇高木彦右衛門宅へ押入之傍輩共切入候節、跡より追々馳參大勢相催、第一町中騒等相成候義不届至極候。然共其節手合す候付依御下知五嶋へ令流刑もの也。

このように、公文書である「犯科帳」にほぼ完全に一致する。「深堀喧嘩」はかなり信憑性の高い資料といえよう。一方、本書冒頭の彦右衛門の人物紹介の部分に「肥後柳川の浪人數人相抱、常住男女凡百人余扶持之、次第に驕奢我意を働くゝ諸人疎之。」と、彦右衛門を貶める評価を記していることなどは、深堀側に立つ言辞といえる。ゆえに本書は、深堀鍋島家または佐賀藩内部の人物の手になるもので、忠実に史料によって記述した部分や見聞・伝聞をまとめ、憶測・予断・偏見の類をも含めて、この一件の顛末を時系列によつて記述した聞書と位置付けておく。赤穂義士物でいうならば、浅野長矩夫人の用人落合勝信の手になるともいわれる「江赤見聞記」あ

たりを想定している。なお、成立時期については、流人の赦免が記載されるので、宝永六年以降ということになる。

ところで、深堀侍が高木彦右衛門を討つに至った原因であるが、伊香賀利右衛門の長崎奉行に対する報告では主人の屋敷を踏み荒らされた点のみを理由に挙げていた。ところが、口書ではそのような表向きの理由と傍輩が大小を奪われた点が併記されていた。実は本文でも、芝原武右衛門・深堀三右衛門が高木家下人たちに大小を奪われたために深堀領に差替を取りに遣らせたことから、深堀領の一類が激怒して長崎に馳せ参じたと記されていた。ところで、「鴉説籠中記」元禄十一年五月十一日の条に「隼人組佐枝一郎右衛門翼耳にて鈍也。御能過て退出する時、我刀不見故、若党が指たる刀をさし帰る。道にて仲満見^{シマツミ}之云。汝が刀御城に有りしと云。沙汰有、汝行て請取べしと。則御玄闇へ行請取坂る。則立退。」とある。刀を城に忘れただけで立ち退かねばならない。まして、奪われたとあつては武士の面目の立つわけもない。「鴉説籠中記」の尾張侍のように自身の不始末を恥じ出奔するどころか、喧嘩相手だけではなく高木彦右衛門までを討つてとるという、衝動的な行動に走った深堀侍たちの事実が露呈している記述ではないかと思われる。ここに鍋島家の勇猛果敢「死に狂い」(葉隠)の家風を見るべきとともに、潤色される前の事件の生の姿を見ることも可能であろう。

なお、本書が更に増補されたものとして「長崎闘諍記」（鍋島報效会所蔵。大本一冊。転写本を含め三部）がある。その増補は、主として事件後の処理・手続きの詳細や長崎開役・長崎両番・長崎奉行・佐賀藩などの間でやりとりされた口上書、その返答などの文書などで、かなり大幅な増補である。本書は鍋島藩で詳細をまとめて、編纂したものであるかと思う。外部に流布したものではないようと思ふ。

六

実録（体小説）化したものとしては「長崎高木彦右衛門家断絶見聞記」（本稿では仮に統一書名とする）がある。所見本は長崎県立長崎図書館所蔵「長崎高木彦右衛門家断絶見聞記」（内題による。

図書館登録書名は外題の「高木家騒動見聞記」。半紙本一冊。写年不明。中尾正美氏編「鍋島藩深堀史料集成」（昭和四十九年十二月深堀史跡保存会発行）に翻刻所収。（所見本前者と略記する）。同図書館所蔵「長崎高木彦右衛門滅亡見聞録」（外題・内題とも。半紙本一冊。写年不明。所見本後者と略記する）の二本である。主に所見本前者によつて簡単に梗概を述べる。元禄十三年、高木彦右衛門の子彦八郎に男子が誕生し、十二月十九日、その官参りで高木家

では上下分かたず酒宴をした。中間の又助という者が醉狂して長崎の町を徘徊する。大音寺坂にて深堀三右衛門・芝原武右衛門がまづくはずみに泥が又助にかかった。両名は侘びるが、又助は高木家の家来であることをかさに着て口論となる。両名を桧木屋吉田久次郎に預け、又助は一旦は帰るが、後に数十人で深堀屋敷へ乱入し狼藉に及ぶ。見かねた三右衛門が、一人の眉間に抜き打ちに斬りつけたのを見て、大勢の者は逃げ帰る。この報告をうけた深堀領の家たちが両名を死罪にすべしと議するところに、田代喜左衛門が「主人の屋敷を町人の下部たちに踏み荒らされたことは許し難く、自分は両名を連れて彦右衛門宅へ押し寄せ討つてとる」という。これに賛同した面々は統々と長崎に出立していく。翌日、三右衛門・武右衛門の両名は彦右衛門屋敷へ行き喧嘩の相手を出せというが、町内の福田伝左衛門がとりなすので一旦その場を引く。と等しく深堀侍二十一名が二手に分かれ、彦右衛門邸に討ち入る。この場面では、門番を斬つた多々良源太夫、彦右衛門を討つた深堀三右衛門・芝原武右衛門以外の個々の働きは記されてはいない。高木方では閑弥五兵衛・井上猶之進・西多夫太夫が比類なき働きをして討ち死に、野間恵右衛門が痛手を負うと記されている一方、小島段蔵・子息彦八郎などは恐れをなして逃亡した。当事者の三右衛門・武右衛門の両名は切腹して果てる。その後、奉行所への訴えやその取り調べ、深堀屋

敷の様子、深堀側・高木側の処分などが述べられ、最後に闕所追放処分となつた彦八郎はその後大村の内美流村で一生を終えた旨が記される。所見本後者はここまでであるが、所見本前者は末尾に、高木彦右衛門の不道が日々に増長し、為に終には家を亡ぼすに至ったことを天命と評し、更に「説に曰く」として彦八郎の一子は出生して七日の夜、乳母の懷から這い出して、燈火の油を舐めたとの怪奇譚を載せる。

この実録では大小を奪われたことには一切触れられず、主人の屋敷を踏み荒らされたことを討ち入りの大義名分にして、忠臣としての美化の萌芽は認められるのではないだろうか。深堀家老たち

の議論の場での田代喜左衛門の登場は、実録の常套手法というべき

登場人物の増加である。また、高木彦右衛門については、冒頭に「下向之節、道中之有様誠に善美を尽し、諸人之目を驚す程也。諂にいふことく燈び消んとする時、其の光りを増がことく、威勢強くして道なき人々必亡ぶならひ」と、また所見本前者の末尾に「奢きひしく不道日々に增長し終に其家を亡す事、天命とは云なから是非もなき次第也。」などとされる様に、人物像がかなり明確化されてゐる。更には、その文体においても、一つ書の一本（所見本前者）もあるが、会話文も多く、描写も記録風から離れ、実録（体小説）風である。本書は確かに実録と位置付けられる。

その成立時期については、所見本前者の本文末に彦右衛門の一子彦八郎が大村の内美流村で一生を終えたとあるので、この一本は事件から数十年以上後の成立であろうとは考えられるが、所見本後者にはその条は見えないので、所見本前者において増補されたものと見える。所見本後者の成立が先行するとはいえるが、時期を特定し得るまでの材料はない。では先述の「深堀喧嘩」との関係はいかがであろうか。内容的にもその文章表現においても影響関係は認めがたいようで、別個に成立したものと考えておく。また、その前後関係は、恐らくは「深堀喧嘩」の方が先行するものと推量しているが、これも正しくは断じがたい。

この「長崎高木彦右衛門家断絶見聞記」の更に生長したものとして「高永見聞実記」がある。所見本は東京大学史料編纂所所蔵の明治期の修史局謄写本のみ。史料編纂所登録書名は「高木一件（一名、高永見聞実記）」との外題によるが、本稿では内題の「高永見聞実記」を原題と考へ、こちらを採用する。本書の基本的な筋運びは「長崎高木彦右衛門家断絶見聞記」に負つてゐるが、その首・尾に大幅な増補が見られる。すなわち、「君子も元龍必ず悔有事を禁め」と説き起こされ、「易經」を敷衍して、高木永貞（彦右衛門）滅亡を暗示する導入部の後、「長崎高木彦右衛門家断絶見聞記」（所見本

前者）の末尾に一説として付されていた、高木彦右衛門の孫が生後すぐに這い出したとの怪奇譚を述べ、「永貞落去後各物語せしに、割符を合せたること」とする。その後、基本的には「長崎高木彦右衛門家断絶見聞記」によりながら、「積善積不善の家には必余慶余殃といへる」や「永重（彦八郎）昨日迄は飛龍天に有し心地し」などと、「易經」はじめ中国故事を「引き事」として随所にちりばめつゝ天道思想によつて高木家滅亡の自業自得性を説く。末には、闕所追放处分に決した永重（彦八郎）が長崎を追われ零落して流離する末路を哀切な調子で、大幅に増補する。これは後日譚の追加で、実録生長の一法であることを勿論である。

以上、管見に入ったこの事件に取材する写本の作——隨筆類の中の一章として記載されるものについては後に述べるが、この事件だけで一作を形成する資料——はこの四種二系統に大別できる。(一)で事件当時の暦と実録の指向性について述べたい。濱田啓介氏は実録生長の方法を「加上」によって説明された。すなわち、「大もと木の簡素な歴史や聞書きは、譲紹者によって膨張される。それは、後日譚もあるにせよ、「そのわけは」「その由来は」という趣旨で、結論に向つて話をの方方に附け加えること、すなわち「加上」される事によって長大化するケースが多い」とのものである（譲演要旨略記する。

七

「講説者流の歴史作り——絵本太閤記——」。「館報池田文庫」十三号所収）。長崎喧嘩の実録でいえば、高木彦右衛門の出自・経歴や、驕慢な人柄、初孫の怪奇譚などが、まさに結論に向かつて話を前の方に付け加えた例であろう。そしてそれらの原型（萌芽）を探れば、彦右衛門の驕慢な人物像は浮世草子「新武道伝来記」に、彦右衛門の出自・経歴の追加は「鶴鶴籠中記」に、初孫の怪奇譚は「元禄世間咄風聞集」に既に見えるものであった。講説者流の歴史作りの方法とは、事件と同時期の噂話の類と同質であったことになる。別の言い方をすれば、巷説（噂）と実録の指向性の近似性といつてもよいだろう。

「諸国武道容氣」（享保二年、京菊屋長兵衛刊。五巻。著者不明）

四之巻がこの事件に取材することは既に指摘されている。長谷川強氏は、「（諸国武道容氣）は」四之巻に元禄十三年十二月十九日の長崎における高木彦右衛門喧嘩一件を扱ひ」とされ、その注に「高木彦右衛門の件は「世間咄風聞集」による」（浮世草子の研究】第二章第六節）とされる。本書の典拠を探るために、如上のこの一件に関する巷説・実録写本などを精査する必要があるが、先ず梗概を

一章では、長崎町年寄高木彦左衛門（高松とする場合と両様ある）の一子彦八（十七歳）が八月十六夜の月見の酒宴の余興として、関弥五兵衛の提案で子供の相撲を催し、浜町の長九郎に乱暴を働き殺す。長九郎の兄分森岡次郎八郎が敵討ちを誓う。

二章、阿部島番左衛門（軍左衛門とする場合もある。史実は鍋島官左衛門）家来光岡源五左衛門・椿井求右衛門が雨にあり、通りかかった丸山の遊女雲井・小ざつまの傘に入れてもらつたところで、高木彦左衛門家来鳴崎半介・富岡佐吉に言いがかりをつけられるが、耐え忍んで五島町の屋敷へ帰る。高木家家来たちは今晚屋敷に押し掛けるという。

三章、五島町の屋敷番深堀三郎左衛門は両名を隠し、押し掛けてきた高木家家来十五人にひとりで対応するが、狼藉され刀を奪われる。深堀に帰り、評定して三人で高木屋敷へ切り込むことに決す。

								諸国武道容氣	元禄世間咄風聞集
高木彦左衛門 (高松とも)	高木彦八 (彦八郎とも)	高木彦八	高木彦八	高木彦右衛門	高木彦右衛門	高木彦右衛門	高木彦右衛門	高木彦右衛門	作右衛門承合候趣 (今里作右衛門による報告)
阿部島番左衛門 (軍左衛門とも)	森岡次郎八郎	浜松の長九郎	高木彦八	高木彦八	高木彦八	高木彦八	高木彦右衛門	高木彦右衛門	深堀喧咤
光岡源五左衛門	椿井求右衛門	椿井求右衛門	椿井求右衛門	鍋島官左衛門	鍋島官左衛門	鍋島官左衛門	鍋島官左衛門	鍋島官左衛門	長崎高木彦右衛門 家断絶見聞記
深堀三郎左衛門	雲井・小ざつま	雲井・小ざつま	彦右衛門家来	彦右衛門中間一人	彦右衛門中間一人	彦右衛門中間一人	彦右衛門中間一人	彦右衛門中間一人	所見本前著未尾に 付載の覚書
組頭治太夫	西白多太夫	西白多太夫	深堀三右衛門	深堀三右衛門	深堀三右衛門	深堀三右衛門	深堀三右衛門	深堀三右衛門	（柴原武右衛門）
菱田武左衛門	小島彈藏	小島彈藏	井上直之進	西太兵衛	西太兵衛	井上猪之進	又助	又助	（柴原武右衛門）
芝原武右衛門	芝原武右衛門	芝原武右衛門	（櫻之道とする本もあり）	西多太夫	西多太夫	井上猪之進			（深堀三右衛門）
	小島段藏	小島段藏	沼恵左衛門	野間恵右衛門	野間恵右衛門				（深堀三右衛門）
	芝原武右衛門	芝原武右衛門							（深堀三右衛門）

四章、明朝、三人は高木彦左衛門の屋敷に至り、喧嘩の相手を出せとの口上を述べる。高木家の関弥五兵衛・西白多太夫・井上直之進・沼恵左衛門・小島彌蔵が応対し拒絶するところに彦左衛門も出て悪口する。そのところへ深堀屋敷の傍聳百余人が駆けつけ、三十余人が屋敷へ乱入する。彦左衛門はじめ半介・佐吉、更に西白多太夫・井上直之進・沼恵左衛門などが討たれたところに、森岡次郎八郎が駆けつけ弟分長九郎の敵として関弥五兵衛を討つ。彦八は味噌部屋に隠れ、小島彌蔵は屋根づたいに逃げ延びた。深堀三郎左衛門・菱田左衛門は見事に自害した。

本書の典拠を考えるために、先ず作中人物を先に述べた巷説、および聞書実録類と比較する（前頁の表参照）。この表を一覧すれば、巷説類を検討から外してよいことは認められようが、作中人名の沼恵左衛門は「深堀喧嘩」に、西白多太夫は「長崎高木彦右衛門家断絶見聞記」に近く、聞書・実録のいずれによつたとは断じがたい。

内容的には、刀を奪われたことを高木家への討ち入りの理由とする点は「長崎高木彦右衛門家断絶見聞記」には見えず「深堀喧嘩」に近いが、深堀侍が待ち入ってきた時に小島彌蔵が逃げ出した点は逆に「深堀喧嘩」には記述がなく「長崎高木彦右衛門家断絶見聞記」に依拠していると考えられる。また、彦右衛門に止めを刺した人物について、「諸國武道容氣」と「長崎高木彦右衛門家断絶見聞記」

では武右衛門であるが、「深堀喧嘩」では三右衛門とその伴嘉右衛門である。この程度であればどちらか一本を参考すれば、他の要素は作者の改変として処理し得るとも考えられるかも知れないが、やはり「深堀喧嘩」と「長崎高木彦右衛門家断絶見聞記」の両書を参考したとする方が穩当に思われる。この点が、認められるならば、両書ともに享保二年以前の成立と考えられ、先述の成立時期よりは下限も絞り込めるのであるが、いかがであろうか。なお、表現レベルでの文章の利用は認められないようである。

さて、本書はこれら二系統の写本に依拠した本筋に、念友の敵討ち・相撲・遊女と浮世草子らしい道具立てを新たに附加している。その描くところは、深堀侍に対し「誠にひるゐなきはたらき」といった程度の評言ならば見られるが、決して忠臣義士としての美化は認められない。一方、高木側については、「元来彦左衛門ほういつむほうの我まゝ者にて人をあなどりかりにも人をあはれむことをしらず諸人うはべをもてなすといへ共老若こそつてにくみ」「刀をゆるされければひゞにゐせいつよくいよ／＼とらの位をかりそめにもふるうにより見る人きくものにくまさるはなかりき」（第一）、「是迄まで度高木の家はきやくせしも年來彦左衛門人をあはれむ事なく当前の利欲のみ心をうつし上のけんゐを頭にいたゞき明暮酒宴にはこりしゆへ諸人にくむこと大かたならず」（第四）と評される

よう自らの放逸無法のゆえに自滅を招來せしめるとの自業自得の

構造である。新たに加えた相撲の道具立てでも、その子彦八の無道ぶ

りを際だせることにより、高木滅亡の自業自得性を強調する作意

は明らかであろう。とすると、浮世草子としての文体でもって、浮

世草子らしい新たな道具立てをも織り込んだ「諸国武道容氣」で

はあるが、その内容は【長崎高木彦右衛門家断絶見聞記】の延長線

上に位置付けるべきと思われる。すなわち、「長崎高木彦右衛門家

断絶見聞記】ではやや散漫で不明瞭であった高木滅亡の自業自得性

を、更に明確化した作品ということになろう。そしてその点では

【高永見聞実記】の方法とも同方向のものである。ただし、それは

【新武道伝来記】の杉本孫左衛門（高木彦右衛門）の描き方とも基

本的には同方向である。【新武道伝来記】を参考して【諸国武道

容氣】が成ったとは考えがたいので、本事件文学化においてのジャ

ンルを越えて共通する機軸といえよう。

ところで、先に【鶴越籠中記】の【諸国武道容氣に去年辰十二月

廿日喧嘩と云々。実記に非る故、証にするに足らず。人の名号わざ

と異にせるにや。故に不記。】との補記を引いた。朝日重章は年号・

人名・顎末において誤りの多い自らの伝聞に信を置き、年月日の正

しい【諸国武道容氣】を実記にあらずと判断したのである。当時、

浮世草子という媒体は、噂話よりも虚妄の説と捉えられていたので

ある。興味深いところではある。

八

管見に入った深堀喧嘩に取材する主要な作は以上であるが、この

後も隨筆類に記事を散見し得る。

【焼残反古】は四巻百五十八話からなる武辺咄集で、巻末識語に

「此焼残反古、染老筆記之。秘する事も有之候。他見有間敷者也。」

享保九甲辰年五月行年七十九歳小川舍人入道不闇／俊方判／同氏市

左衛門殿」と記されるが、山本博文氏によると「佐賀藩士小川俊方

という者の書いた」ものという。染老については知らない。その四

巻に「深堀之者長崎にて喧嘩之事」と題して所収されている。同章

は、日本思想大系版【葉隠】の補注593頁に全文引用され、山本博文

氏も著書で概要を紹介しているので梗概は省略するが、注意すべ

き点のみ述べる。ここでは、深堀三右衛門・志波原武右衛門の両名

が惣内たち十名ばかりに踏み込まれ、素腰にされて打擲をうけたこ

とが討ち入りの原因であるが、その知らせをうけた深堀の侍たちが

「私の悪みは脩置、主人の門戸を踏荒たる狼藉者片時も不可立置」

や「是は全く私の意趣にあらず。主人に対し忽憤を可散。徒者共に

目を不懸、彦右衛門が首を取て本意を可遂。」と述べているように、

主人に対する忠義を大義名分としている点と、討ち入り後に深堀侍

が「火事に成なば公領を不恐火掛け出たりと云れん、又恥也。」と高木家の火の始末をしている点（この話は「深堀喧嘩」にも見える）で、これは深堀侍を忠臣義士として美化する姿勢と認められよう。

本書では高木彦右衛門の出自にも人物像にも一切触れられていないことも特徴的である。筆者の興味は深堀側にしかないものである。鍋島藩士によって著された本書（山本博文氏）であれば、深堀侍の貢贊に偏向するのは当然かもしれない。

【長崎実録大成】（長崎志正編）卷十五・【長崎実記】卷四・【通航一覧】卷四十一などの長崎の歴史を記述した書にも記事が見えるが、ごく基本的な事実のみの記述である。

（所見本前者）

の末尾に「説に曰く」として掲載されていた彦右衛門の初孫（彦八の子）の怪奇譚を発端に配すなどの改変は施されている。

神沢杜口「翁草」（寛政四年序、日本隨筆大成版による）卷五十五所収「長崎高木彦右衛門の事」（この部分は明和年中成立か）は、簡略な記述ながらかなり異伝を伝える。その主な相違点のみを略記すると、高木彦右衛門の駕籠に深堀官右衛門家来の撥ねた水がかかりこれに立腹した高木家家来たちが深堀の家来を打擲したことにして端を發し、この深堀家来は長崎不案内の者であつたため高木彦右衛門の威光を知らず、これを憤り深堀に帰り在所の諸士を語らい高木家に討ち入ったとする。他書に見える高木家家来による深堀屋敷への狼藉はない。また、事件を正徳の頃かとする。事件から五十年以上も経過し、このようかなり変容した異伝も形成されていた。なお、

卷百六十五には「長崎実記抜萃」として簡略な記事あるが、元禄二年と誤記する。

熊野正紹著「長崎港草」（寛政四年序・写本。長崎文献叢書版による）卷六所収「高木貞親滅亡」（国会本では「高木彦右衛門」）は、この種の所収記事としてはかなり長い。基本的には「長崎高木彦右衛門家断絶見聞記」系の情報により、高木彦右衛門の驕慢な人物像なども踏襲している。ただし、「長崎高木彦右衛門家断絶見聞記」（所見本前者）の末尾に「説に曰く」として掲載されていた彦右衛門の初孫（彦八の子）の怪奇譚を発端に配すなどの改変は施されている。

衛門」ノ大小ヲ奪取皆々立去ル」とあり、切腹した深堀侍十人の口上書も「長崎闘鬪記」と同様であるので「右之者共大小を取られ候」などの記述も改変なく採られている。すなわち、深堀侍を忠臣義士として美化する姿勢も認められないものである。佐賀藩において成立したにもかかわらず、かなり公平な態度で記述されている。本書は身びいきの解釈を排しており、藩の正史として忠実に事実を希求する著述態度を認めてよいのではないかと思う。

九

事実としての赤穂一件と長崎喧嘩は、発生時期も近く、多人数での討入りを成功させたもので共通する面が多い。山本博文氏は前掲稿で、当時の下級武士に蔓延する「かぶき者」的氣質が両事件の基盤にあるとされた。すなわち、「赤穂義士」の三分の一以上は切米取りの下級家臣で、彼らは主君の恩義をそれほど受けるような存在ではなかった。彼らは、仲間との連帯を重視し、ことさらに勇気を誇示し、いかなる秩序にも従わず、意地を大切にし、自らの「侍道」のためには命を露ほどにも思わない無頼派集団であった。赤穂一件はこのような者たちの非合理的な氣質を基盤に、彼らが排除されいく元禄時代特有の時代背景をもつて起つたものであり、個々の義士たちに大義のために身を捧げる忠義を見たりするのは、根本

的に誤っているとの視点を示されたのである。ところが一般には、その「かぶき者」的氣質の赤穂浪士たちが、「忠臣」という文脈で享受された。文学に即していえば、かぶき者たる赤穂浪士の実像が、忠臣・義士としての虚構で塗り固められていった。また、近世期のこの事件に取材する主要な作品で、吉良上野介に視点を置くものも見あたらない。飽くまで「赤穂義士」を基本的な枠組みとして文学作品が成り立つた。たとえば、浮世草子でいうと、宝永六年大赦以前の「傾城武道桜」「傾城播磨石」など遊女にやつす例はさておき、大赦後は正面から採り上げられるようになり、その第一作「けいせい伝授紙子」（宝永七年刊・江島其磧作）では「あはれいみじき忠義の武士。臣たる者の手本や」などと評され、淨瑠璃では近松門左衛門「碁盤太平記」（宝永七年初演か）にも上よりの御誕として「亡君のあたを報ずること。前代未聞の忠臣」と称されているごとくである。実録写本の類では、初期の「介石記」をはじめ述べるまでもない。

翻つて長崎喧嘩はといえば、いずれも二十五石または十五石の切米取り（深堀喧嘩による）の鍋島家陪臣でやはり下級武士の範疇にある者たちが、高木彦右衛門家に討ち入ったのであった。「長崎高木彦右衛門家断絶見聞記」系統実録においては主人の屋敷を踏み荒らされた件を討ち入りの大義名分にしているので、忠臣として

の美化の萌芽は認めてよいが、「深堀喧嘩」系統写本においては、

注

主人の屋敷を荒らされた点を表向きの理由として挙げていたが、大小を奪われた私憤も併記されており、忠臣としての顕彰の姿勢までは認められないと述べた。浮世草子において、「新武道伝来記」は深堀侍に対する賞賛の評語は見られるが、驕慢ゆえに自滅する高木彦右衛門を描く側面もあり、忠臣義士としての美化の構図までは認められるものではなかつた。【諸国武道容氣】においてもほぼ同様であるが、更に高木彦右衛門に視点を置くものであつた。近世期を通じて長崎喧嘩に取材する作品群で、積極的に彼らを忠臣義士として描いたものはなかつたのである⁽⁵⁾。唯一、鍋島藩士が書いたという武辯話「焼残反古」にかなり顯著な贊美の姿勢が認められるのみであった。

冒頭に引用したように、鍋島藩士である山本常朝が「上方衆は智恵かしこき故、褒らゝる仕様は上手」（『葉隠』）と赤穂浪士を揶揄的に述べたのは、この一件が文学界に厚遇されている事実をも指してのことといえば、穿った見方であろうか。事実がかなり似通つていても、その事実に対する解釈は各々である。事件ごとにその解釈があり、その文学化の実状もまた多様である。

- ① 引用は日本思想大系による。聞書一 55。「葉隠」においては「無分別」こそが武士の生きる道だとする。
- ② 後にも述べるが、「殉死の構造」第八章「忠臣蔵」の本質」・「忠臣蔵の真実」「サムライの掟」所収)・「忠臣蔵と「かぶき者」」(江戸時代を「探検」する)所収)。
- ③ ただし、付録に翻刻引用した「鍋島官左衛門高木彦右衛門家来御裁許」所収の「作右衛門承合候趣」(今里作右衛門による長崎町沙汰の報告)において、深堀屋敷へ踏み込んだ彦右衛門家来たちが「彦右衛門差団ニ而參候」と述べている点は、長崎町政に責任のある立場の人物がそのような指示をする筈もないが、深堀側からすれば彦右衛門を討つ大義名分とも解釈し得る記述といえる。
- ④ 巷説類のうち比較対照するまでもないものは省略し、聞書・実録類はそれぞれの二系統を「深堀喧嘩」と「長崎高木彦右衛門家断絶見聞記」で代表せしめる。作中の役割はそれぞれの作によりかなり異なつてゐるが、あくまで人名のみを比較検討する。【諸国武道容氣】は人名を両様に表記することがあるので、括弧内に注記した。「深堀喧嘩」の写本間の異同については、顯著なものには括弧内に注記したが、細かい異同は割愛した。

⑤ 染老筆記の原「焼残反古」は享保二年以前に既に成立していた可能性はある。しかし、討ち入りの場面の描写が「深堀喧嘩」と異なることは既に述べたが、彦右衛門の家来として「井上直之進、関弥五郎・小島段蔵・西多太夫」は登場するものの、他に類似点が認められないので、「諸国武道容氣」との比較からは除いた。

⑥ ただし、近代に入ると様相は一変する。寓目し得たなかでは、琴のさと人編【高木深堀勇士伝】（『鎮西日報付録』明治三十四年三月三十一日から同年六月九日）に「赤穂義士を後の忠臣蔵」として演ぜば、深堀義士を前の忠臣蔵として演ずるに足らん。彼は主の無念の死の為めに、領土没収の不幸を見るに至りし為めに悲憤し。是は朋友の辱かしめられし為めに主家を蹂躪せられし為めに奮激す。蓋し其為す所に於て其志す所に於て相異なることなし」と記されるのがはやく、近くは南風長崎作「新説深堀武士」（平成八年五月二十日刊）に「武士の鎧」とされるように、明治から現代まで深堀義士を賞揚する作品が頻出するようになる。

付録

長崎県立長崎図書館所蔵「鍋島官左衛門・高木彦右衛門家来御裁許」を翻刻するが、「作右衛門承合候趣」（今里作右衛門による報告）の部分は全文を、他は紙幅の都合で削除した。省略部分は（略）と記した。

句読点を施し、一部通行の字体に改めたところがある。

〔翻刻〕

鍋島官左衛門・高木彦右衛門家来御裁許（外題）

鍋島官左衛門・高木彦右衛門家来御裁許之事（内題）

元禄十三年辰十二月廿一日、長崎御屋敷森庄右衛門申越候趣

（略）

一右之通申來候故、為聞合萬尾林右衛門ニ今里作右衛門被差添、今夕方長崎江被遣候。

一高屋休石右衛門今里作右衛門一昨廿一日、長崎江被差越候處廿三日朝、作右衛門俄罷帰候。町沙汰承候趣、評定所江罷出左之通相違候。

作右衛門承合候趣

一鍋島官左衛門家来深堀三石衛門芝原武右衛門と申者兩人は十九日町中歩行候節、本博多町ニ而彦右衛門中間武人ニ參合候折節、路地惡歎、右武右衛門ぼくりはねを彦右衛門中間ニふみかけ申候ニ付而、右中間致立腹候付、深堀之者色々断申候得共、承引不仕口論ニ罷成次第二付、所之者共取ざへ双方引取候由。

一其後彦右衛門家来七人官左衛門自分屢敷ニ仕懸ケ、今日口論之相手出し申候様ニと申達候を武右衛門承付早速能出、各俄彦右衛門差団ニ而參候哉、自分ニ參候哉と相尋候處、彦右衛門差団ニ而參候由申候付而、武右衛門刀を抜彦右衛門家来を切申候といたし候時、門之かぶりニ打當候ニ付而、彦右衛門

家来数人押懸武右衛門をさん／＼打拂いたし引取候由。

（翌廿日右三右衛門武右衛門両人、彦右衛門宅江参、門を明候様申達候得共、番之者明不申候付而、門を明不申候は、ふみ込可申由申争候。然処福田伝左衛門松屋甚右衛門と申町人出合、色々断申達、彦右衛門方よりも書付を以断申候得共、承引不仕候。然ル處深堀之者數十人彦右衛門宅ニ押懸、三右衛門武右衛門其外都合三十人ほどふみ込、彦右衛門を始、家来共迄都合七人切殺申候。世梓彦八儀は相助り申候由。

（深堀三右衛門儀、彦右衛門玄閨之内ニ而切腹、芝原武右衛門義は濱町橋上

二而皆切腹之由、右之通作右衛門承合罷候付而、江戸為注進今日届切町便を以、江戸江戸状差越候。

（元禄十四年巳三月廿三日長崎森庄右衛門方より左之通申越。

高木彦右衛門喧嘩之跡御仕置左之通被仰出候。

（略）

校正追記

いたことも幸甚でした。森氏には「長崎喧嘩騒動記」（中尾正美氏編のガリ版）などの資料を拝借させていただき、更に深堀地区をご案内いただきました。広大な墓地に散在する朽ちつたる無縁の墓碑群を丹念に踏査して発見された十人義士（のうち七名）の墓碑などの貴重な史跡を拝見させていただき、至福のひとときを過ごしました。末筆ながら、篤く御礼申し上げます。

（やまもと　たかし／本学助教授）

付記

本稿をなすにあたりましては、長崎県立長崎図書館よりご所蔵資料の掲載許可をたまわり、同図書館郷土課・佐賀県立図書館郷土資料室のご高配にあずかりました。また藪田貫氏・高橋圭一氏のご高教を得たところがあります。ここに記して心より深謝申上げます。

深堀町金谷山菩提寺にて深堀史跡保存会森節男氏をご紹介いただ

きました。森氏には「長崎喧嘩騒動記」（中尾正美氏編のガリ版）などの資料を拝借させていただき、更に深堀地区をご案内いただきました。広大な墓地に散在する朽ちつたる無縁の墓碑群を丹念に踏査して発見された十人義士（のうち七名）の墓碑などの貴重な史跡を拝見させていただき、至福のひとときを過ごしました。末筆ながら、篤く御礼申し上げます。

（やまもと　たかし／本学助教授）